

自死対策事業 実績等報告書

松江市自死対策推進計画に基づき、「誰も自死に追い込まれることのない松江の実現を目指す」を基本理念に、以下の「自死対策施策12本柱」をもとに、取り組みを行っています。

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み（案）	関係機関・関係課	通し番号
1. 自死の実態を明らかにする	1) 既存資料の活用促進	① 警察庁、人口動態統計データ等の集約を行い、松江市の自死の状況を把握する。	自死に関する統計から状況を把握し、自死対策WGで現状を共有。助言を得ながら検討した。	引き続き、自死に関する統計から状況を把握し、自死対策WG等で分析していく。	健康推進課	1
		② 国の調査研究成果を把握・収集し、その情報を関係機関に周知するとともにその活用を図る	国の調査研究成果を把握・収集した。	継続	松江保健所	2
		③ 松江市自死対策事業検討会、松江市自死対策事業庁内連絡会等を通じて自死の実態に関する情報を共有し、各団体等での取組みに反映させる	左記検討会、連絡会を開催予定	継続	健康推進課	3
	2) 自死に関する情報の提供	① ホームページ等を通じて、自死に関する情報を提供する。	ホームページに加え、市報（9月・3月号）や市公式SNS・Youtube、デジタルサイネージ（伊勢宮サイネージ、松江京店カラコVISION）等様々な媒体を通じて自死に関する情報発信をした。	引き続き、様々な媒体を通じて自死に関する情報を発信していく。令和8年度はデジタルサイネージ放映箇所の変更をし、より多くの方へ情報が届くように検討する。	健康推進課	4
		② 「第2次松江市自死対策推進計画」の周知を図る。	ホームページや民児協常務会を通じて、本計画の周知を図ることができた。第49回日本自殺予防学会総会シンポジウムにて松江市自死対策を発表した。	引き続き、ホームページや各種会合等の機会を捉えて啓発していく。	健康推進課	5
2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す	1) 自死はその多くが防げることの周知	① 自死予防週間（9月10日～16日）、自死対策強化月間（3月）にあわせて、市報、SNS、デジタルサイネージ、チラシ・ポスターなどを用いて関係機関と連携し啓発活動を行う。	ホームページに加え、市報（9月・3月号）や市公式SNS・Youtube、デジタルサイネージ（伊勢宮サイネージ、松江京店カラコVISION）等様々な媒体を通じて自死に関する情報発信をした。令和3年度に医師会・商工会議所と共同作成したチラシを更新し、増刷。自死予防週間等に合わせて、市内医療機関や事業所、公民館等（合計500部）に配布。	継続 ポスターに関しては、健康まつえ応援団へ配布する。	健康推進課・各支所	6
		② 自死予防週間（9月10日～16日）、自死対策強化月間（3月）に、松江圏域健康長寿しまね推進会議（心の分科会）や関係機関と連携し啓発活動を実施する。	健康長寿しまね推進会議や関係機関と連携し、9月（自死予防週間）や10月（メンタルヘルスデー）、11月（アルコール関連問題啓発週間）、12月（いのちの日）に健康長寿しまね心の分科会構成団体を含め、啓発を行った。圏域の大学・短期大学等へデジタル媒体をメール送付し学生に向けた啓発を依頼した。3月（自死対策強化月間）においても、啓発実施予定。	継続	松江保健所	7
		③ 地域や職域において、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに対するセルフケア（予防・軽減・対処）の取組みとしてうつ病の自己チェックを周知するとともに、相談窓口の利用を促進する。	ストレス対処法等の心の健康づくりに関する情報や相談窓口をホームページに掲載した。年間を通じ各キャンペーンで周知に努めた。圏域内の専修学校、大学と短期大学を対象に継続して若者層への普及啓発に取り組んだ。	継続	松江保健所	8
		④ ゲートキーパーの養成を通じて、自死や自死対策に関する正しい理解を促進する。	ゲートキーパー養成講座の申込がなかったため、今年度は実施なし。	ゲートキーパー養成講座を随時実施。リーフレット等で周知啓発する。	松江保健所	9
	2) ところの健康についての普及啓発の推進	① 地区担当保健師による出前講座や各地区で企画される健康教育の場を活用し、ところの健康の保持・増進に関する知識の普及を図る。	各地区民児協定例会や各種サロンやイベントを活用し、健康教育、自死予防週間、自死対策強化月間における啓発媒体を配布し、周知・啓発を行った（地区担当保健師・事業担当保健師）	継続	健康推進課・各支所	10
			自死予防週間、自死対策強化月間における啓発媒体を配布し、周知・啓発を行った（地区担当保健師・事業担当保健師） 7月民児協常務会にて、自死予防週間について地域での啓発依頼を行った。	継続	健康推進課・各支所 健康まつえ21推進隊 ヘルスポランテニア協議会	11
			7月常務会にて、健康推進課から、自死の状況及び傾聴に関する留意点を民生児童委員地区民児協会長へ説明した。	5月常務会において、民生児童委員地区民児協会長への説明を健康推進課と共に行う。	健康福祉総務課	12
		② 地域（公民館、民生児童委員、*健康まつえ21推進隊、*ヘルスポランテニア協議会等）におけるところの健康に関する啓発活動を行う。（チラシ配布・ポスター掲示等）	今年度も各地区内(館)関係団体が連携し、チラシや啓発物の配布、ポスターの掲示等を行い、ところの健康に対する啓発活動に努め、地域におけるところの健康づくりの推進を行っている。	引き続き各地区内(館)関係団体が連携し、チラシや啓発物の配布、ポスターの掲示等を行い、ところの健康に対する啓発活動に努めるとともに、ところの健康教室等を各団体や事業において開催する。	公民館	13
	7月常務会にて、民生児童委員地区民児協会長を対象とした、自死の状況及び傾聴に関する研修を行った。		令和7年12月以降に委嘱された民生委員およそ120人を対象に令和8年・令和9年の二か年に分けて研修（ゲートキーパー研修）を行う	民生児童委員協議会連合会	14	
	③ 地域や職域において、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに対するセルフケア（予防・軽減・対処）の取組みとしてうつ病の自己チェックを周知するとともに、相談窓口の利用を促進する。（再掲）	『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』1) ③（再掲）		松江保健所	15	

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み（案）	関係機関・関係課	通し番号	
2) ころの健康についての普及啓発の推進	④ 自死を取り巻く状況等の理解を深めるために、地域で自死遺族の会との座談会を行う。		市報（偶数月）に「しまね分かち合いの会・虹」の情報について掲載したの情報について掲載。 令和8年3月にプラバホールにて同会によるパネル展を共催。 10月に同会主催のJ交流会へ参加し、意見交換を行った。	継続。	健康推進課	16	
			2ヶ月に一度、定例の分かち合いや交流会を開催し、雲南市で自死遺族フォーラムを実施しました。また、24時間体制の電話相談を継続し、人権フェスティバルや自死遺族支援研修会を通じて啓発活動にも取り組みました。	分かち合い、交流会、自死遺族フォーラムを引き続き開催し、24時間電話相談も継続します。さらに、講演会などを通じて自死予防に貢献していきます。	しまね分かち合いの会・虹	17	
	⑤ 妊娠届出時に赤ちゃん手帳を用い「妊娠・出産とところの変化」について説明をすることで産後うつに関する啓発を行い、必要に応じて地区担当保健師による早期支援を行う。		妊娠届出時に「妊娠・出産とところの変化」について説明をするとともに、妊娠期から利用できるヘルパーやプレババ・プレママ教室等の情報を提供するなど妊娠中のサポートに関する啓発を行った。	継続	こども家庭支援課 健康推進課 各支所	18	
			健康まつえ応援団をはじめとする各事業所や大学(予定)、その他様々な関係機関に対しチラシやポスターを配布・協力依頼等することで、広く周知啓発することができた。 市内事業所1カ所で、出前講座の依頼あり。内容にメンタルヘルスも含めて健康教育を行った。 健康まつえ応援団登録事業所数：80事業所（令和8年1月末時点）	引き続き、健康まつえ応援団に、情報発信を行う。 SNS等を活用し、情報発信を行う。	健康推進課	19	
			健康相談やフレイル測定会などで、健康手帳（介護予防手帳）を配布し、心身の虚弱（フレイル）予防について相談や啓発を行った。	継続	介護保険課	20	
	⑦ 健康手帳（介護予防手帳）で高齢者層にうつ病予防の啓発を行う。		健康手帳を配布・活用する際に、適宜ころの健康について啓発を行った。	継続	健康推進課・各支所	21	
	3) 児童生徒の自死対策に資する教育の実施	① 学校において定期的に生活アンケート等を実施したり、教育相談体制の充実を図ったりすることで、児童生徒の状況把握に努め、支援を推進する。 ② 学校においてネットトラブル防止に関する教育や、情報モラル教育及び違法・有害情報対策を推進する。 また、希望する小学校に、メディア学習推進員を派遣して指導の充実を図る。		学校においては、定期的な生活アンケート等の実施や教育相談体制の充実により、児童生徒の状況を把握し、支援を行った。	継続	生徒指導推進室	22
				メディア学習推進員の派遣授業では、学校からの実施希望数や実施後のアンケート等から、取り組みが有効であると評価できる。また、継続的な研修会や講演会の実施が、最新の情報による対応等の学びの場となっている。	小学校へメディア学習推進員を派遣して行うメディア学習のほか、教員向けの研修会や保護者向けの講演会等を実施するなど、関係者すべての情報モラル向上を推進し、連携してネットトラブル防止等へ取り組む。	学校教育課	23
	3. 早期対応の中心的な役割を果たす人材の育成	1) さまざまな分野でのゲートキーパーの養成	① 周りの人の自死の危険性を示すサインに気づいた場合には、身近な「気づく」ゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎知識の普及を図る	松江市役所全職員を対象にゲートキーパー研修を実施した（受講者：1602人 ※受講者は実施後アンケート回答者を計上）	民生児童委員が11月に改選したため、新任民生員に対しゲートキーパー研修を行う。 市職員へゲートキーパーに関する情報提供を検討する。	健康推進課・各支所	24
ゲートキーパー養成講座の申込がなかったため、今年度は実施なし。				ゲートキーパー養成講座を随時実施。リーフレット等で周知啓発する。	松江保健所	25	
② 民生児童委員全員が受講できるよう、新任委員を中心にゲートキーパー研修ができる体制を整える。			令和5～6年にかけて、新任民生児童委員179名にゲートキーパー研修を実施。令和7年度は委員改選に伴い、ゲートキーパー研修は次年度以降に実施。	民生児童委員改選にともない、新任民生児童委員へゲートキーパー研修を行う。	健康推進課	26	
			令和4年12月以降に委嘱された新任民生委員に対し、令和5年・令和6年の2か年で研修を実施済みのため、今年度は実施していない。	令和7年12月の一斉改選で委嘱された新任民生委員およそ130名を対象に、令和8年・令和9年の2か年に分けて研修を行う。	健康福祉総務課	27	
③ 窓口対応において、気づきにより次の支援につなげるため、市職員向けにゲートキーパー研修など、自死対策にかかる研修を実施する。			7月常務会にて、民生児童委員地区民児協会長を対象とした、自死の状況及び傾聴に関する研修を行った。	令和7年12月以降に委嘱された民生委員およそ120人を対象に令和8年・令和9年の2か年に分けて研修（ゲートキーパー研修）を行う	民生児童委員協議会連合会	28	
			松江市役所全職員を対象にゲートキーパー研修を実施した（受講者：1602人 ※受講者は実施後アンケート回答者を計上）	引き続き、市職員へゲートキーパーに関する情報提供を検討する。	健康推進課	29	
2) 保健師のスキルアップ			① 精神保健福祉相談員講習等の研修への参加を促し保健師のスキルアップを図る。	・令和7年度は、9月10日～9月16日の自死予防週間に合わせて、健康推進課と共にゲートキーパー研修（研修資料の配信）を全職員向けに実施した。アンケートでは90%程度が「理解できた」「おおむね理解できた」という回答。 ・4月には新規採用職員研修に合わせてメンタルヘルス研修、7月には管理監督者を対象としたラインケア研修を行った。	引き続き、全職員を対象に各種研修を実施する。	人事課	30
				自死対策に係る各種研修を地区担当保健師が受講できるように調整した。また、地区担当者会で自死に関する研修の復命や共有等を行い、スキルアップに務めた。	継続。	健康推進課	31
				精神保健福祉相談員講習等の研修や精神保健福祉士等との合同事例検討会に継続的に参加し、保健師のスキルアップにつながった。	継続	家庭相談課	32
				① 児童生徒が抱える、いじめ・不登校・問題行動をはじめとする様々な課題に対応できるように研修を行う。	4月…生徒指導主事・主任連絡会 8月…生徒指導担当者研修（講師：高知市教育委員会） 11月…魅力ある学校づくり研修会（講師：広島県教育委員会スクールカウンセラー 朝倉一隆氏） いじめ・不登校・問題行動などの課題について研修を実施し、教職員のスキルアップを図ることができた。	4月…生徒指導主事・主任連絡会 8月…生徒指導担当者研修 11月…魅力ある学校づくり研修会 いじめ・不登校・問題行動などの課題について研修を実施し、教職員のスキルアップを図る。	生徒指導推進室

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み(案)	関係機関・関係課	通し番号
3) 教職員に対する普及啓発等	② *アンケートQUに関して、指導主事による訪問指導や外部講師を招聘した講演・研修会を行うことで、教職員の分析・活用能力の向上を図りながら、親和的な学級集団づくりに努める。	7月…アンケートQ-U研修会(講師:鳥根大学大学院教育学研究科准教授 川俣理恵氏) 夏季休業中…Q-Uの分析に係る学校訪問指導 アンケートQ-Uの活用を継続することで、各校における親和的な学級集団づくりにつながった。	継続	生徒指導推進室	34	
	③ 児童虐待についての正しい理解を促進し、早期発見・対応を含め、学校と関係機関が連携して解決に当たるよう教職員に対して周知を図る。	校長会や研修会で虐待等に関して繰り返し周知し、具体的な対応なども共有した。児相への通告に関しては、こども家庭支援課と協力して学校へ周知した。	継続	生徒指導推進室	35	
4. こころの健康づくりを進める	1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	① 市内事業所などへの出前講座により、こころの健康教育を実施する。	市内事業所1カ所、出前講座の依頼あり。内容にメンタルヘルスも含めて健康教育を行った。 松江圏域働きがりの健康づくり推進連絡会主催の研修会(内容:メンタルヘルス)を健康まつえ応援団へ情報提供した。	健康まつえ応援団を中心に、出前講座などの機会をとらえ啓発・アプローチを行っていく。引き続き松江保健所を中心に、職域部門の関係機関等との連携を更に進めていく。	健康推進課	36
		② 地域や職域において、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに対するセルフケア(予防・軽減・対処)の取組みとしてうつ病のセルフチェックを周知するとともに、相談窓口の利用を促進する。(再掲)	『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』1) ③(再掲)		松江保健所	37
	③ 松江圏域働きがりの健康づくり推進連絡会においてメンタルヘルス対策の現状を把握し、地域保健と職域保健の連携強化を図る。	松江圏域働きがりの健康づくり推進連絡会においてメンタルヘルス対策の現状を把握した。同連絡会の研修会に参加し、メンタルヘルスに関するリーフレットの配置やポスター掲示を実施。 鳥根県産業保健総合支援センターへ心のサポーター指導者養成研修、養成講座の説明を実施した。	継続して松江圏域働きがりの健康づくり推進連絡会における連携を図っていく。	松江保健所	38	
	2) 地域におけるこころの健康づくり推進		『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2) ②(再掲)		健康推進課・各支所 健康まつえ21推進隊 ヘルスボランティア協議会	39
① 地域(公民館、民生児童委員、健康まつえ21推進隊、ヘルスボランティア協議会等)におけるこころの健康に関する啓発活動を推進する。(チラシ配布・ポスター掲示等)(再掲)		『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2) ②(再掲)		健康福祉総務課	40	
		『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2) ②(再掲)		公民館	41	
		『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2) ②(再掲)		民生児童委員協議会連合会	42	
② 地域のイベント等でストレスへの対処法や、こころの健康に関するパンフレットを配布するなど、啓発活動に取り組む。		地域のイベント等で、啓発ティッシュやウェットティッシュを活用し、心の健康に関する啓発を行った。 松江圏域健康長寿しまねこころの分科会提供の啓発媒体も活用し、地域での啓発を行った。	継続	健康推進課・各支所	43	
③ 相談窓口の一覧を作成し、地域住民等に対して相談先の周知を図る。		ホームページに掲載し、関係機関・市民等広く配布し周知した。	継続	健康推進課	44	
④ 産後入院中にエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニングを行い、支援が必要な場合は保健師による訪問等、早期の対応に努める。		産後入院中にエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニングを行い、支援が必要な場合は医療機関からの病婦連絡票の送付を受けて、速やかな訪問支援を実施した。	継続	こども家庭支援課 周産期医療機関	45	
⑤ 赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニング等を行い、産婦のこころの状態等を把握し、支援につなげる。		赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニング等を行い、産婦のこころの状態等を把握し、必要な支援を行った。	継続	こども家庭支援課	46	
⑥ 地域や職域において、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに対するセルフケア(予防・軽減・対処)の取組みとしてうつ病の自己チェックを周知するとともに、相談窓口の利用を促進する。(再掲)	『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2) ③(再掲)		松江保健所	48		
3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備	① 学校での教育を通じて、児童・生徒にいのちの大切さ、生きることの大切さを伝える。	各校の児童生徒の実態に応じて、「生命の尊さ」に関する道徳の授業や特別活動での性に関する指導が適切に行われた。	学校における道徳教育を、特別の教科である道徳を要として学校の教育活動全体を通じて行い、児童・生徒にいのちの大切さ、生きることの大切さを伝える。	学校教育課	49	
	② 各学校において、相談窓口を児童・生徒に対し明確に周知するとともに、自死が懸念されるケースについては、校内における組織的な対応と関係機関との密接な連携を行う。	各学校においては、児童生徒に対して相談窓口を周知するとともに、児童生徒理解のための職員会議により、個別の支援のあり方について共通理解が図られた。	継続	生徒指導推進室	50	
	③ 学校に行きにくい児童・生徒の不安や悩み、いじめなどについて、青少年相談室での「教育相談」を通して、その解消の手助けをし、楽しく生活しようとする意欲を引き出す。	青少年相談室では、希望者による見学・体験・通室を受け入れ、電話相談においても個別に丁寧なアドバイスや支援が行われた。	継続	生徒指導推進室	51	
	④ 校内においては、スクールカウンセラーやサポートワーカー等を活用した個別支援や教育相談体制を確立する	各校においては、専門性をもった支援員等の活用により、組織的な相談・支援体制を構築して支援にあたることができた。	継続	生徒指導推進室	52	

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み（案）	関係機関・関係課	通し番号	
		⑤ 大学等に啓発用資料の配布や研修会等の情報提供を行う。	紙媒体での啓発が難しく、啓発できていない。	SNS等を活用した啓発の情報が届くよう、検討する。	健康推進課	53	
4) ころの健康に関する各種相談窓口の周知	① 様々な悩みを気軽に相談できるよう、相談窓口の周知に努める。		相談先一覧のチラシや啓発グッズを、庁内外様々なところへ配布・設置し広く周知することができた。	継続	健康推進課・各支所	54	
			年々、相談件数が増加しており、ホームページ等での周知については一定の効果があったと評価できる。	継続	家庭相談課	55	
			延べ相談件数（来所・訪問・電話・メール） ・R5年：1,822件、R6年：1,758件、R7年12月末まで：1,934件 （R5・R6年は地域保健事業報告より。R7年は見込み数）	継続			
			相談窓口をホームページに掲載した。また、年間を通じ大学等へ情報発信などで相談窓口を幅広く周知した。	継続	松江保健所	56	
5. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	1) 精神科医療機関等のネットワークの構築		一般診療科と精神科医療等との連携について精神科救急医療体制整備圏域連絡調整会議を1月に開催し検討した。	継続	松江保健所	57	
			自死対策WGを中心に、保健・医療との連携について検討。引き続きネットワーク構築にむけて関係各課も含めて協議が必要。県主催のかかりつけ医向けの研修会について、市医師会を通じて情報提供を行った	自死対策WGや自死対策事業検討会・自死対策事業庁内連絡会等で協議し、ネットワーク構築を図る。	健康推進課	58	
			① 一般診療科のかかりつけの医師等が必要な時に精神科医等と連携できる体制の整備など、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉のネットワークを構築する。	連携強化のためのカンファレンスの実施は具体的にできていません。	かかりつけ医と精神科との連携について保健所と協議しています。	松江市医師会	59
				精神保健福祉士が参加している委員会への参加、研修会の企画など定期的に開催。鳥取県精神保健福祉士会と合同で精神保健福祉士としての資質向上の研修をおこなった。	取組を継続。保健・医療・福祉のネットワーク向上のため、社会福祉士会や医療ソーシャルワーカー協会と合同の研修を検討予定。	島根県精神保健福祉士会	60
			② 松江圏域周産期医療連絡協議会等において、妊産婦のメンタルヘルス支援等妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備、充実を図る。	松江圏域周産期医療連絡協議会において助産師を中心とした看護連絡会、産科医師を中心とした全体会を各1回開催し、医療や行政関係者で妊産婦の支援状況等について情報共有を図っている。今年度は父親支援の視点もふまえて、父母のメンタルヘルスの不調や育児支援について理解を深めた。	松江周産期医療連絡協議会において産前産後における父母への支援状況について共有し、分娩に係る医療体制整備を検討する。また、松江圏域母子保健推進検討会において、子どもの心の問題や子育てに不安のある親への支援等の取組について検討する。	松江保健所	61
	2) ころの健康問題の早期発見		① 妊娠届出時や赤ちゃん訪問の時期を捉え、支援に関する情報を提供する。	妊娠届出時や赤ちゃん訪問時に、家事・育児のヘルパー派遣や、こどもの一時預かり等、ニーズに応じ子育て支援に関する情報を提供した。	継続	こども家庭支援課	62
				妊娠届出時や赤ちゃん訪問の時期を捉え、支援に関する情報提供をした。	継続	健康推進課・各支所	63
			② 産後入院中にエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニングを行い、支援が必要な場合は保健師による訪問等、早期の対応に努める。（再掲）	『柱4. ころの健康づくりを進める』2) ④（再掲）		こども家庭支援課 周産期医療機関	64
			③ 赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニング等を行い、産婦のころの状態等を把握し、支援につなげる。（再掲）	『柱4. ころの健康づくりを進める』2) ⑤（再掲）		こども家庭支援課	65
				『柱4. ころの健康づくりを進める』2) ⑤（再掲）		健康推進課・各支所	66
	④ 男女共同参画センターで、女性が抱える問題に関する相談、法律相談、カウンセリングを行う。	女性が安心して相談できる環境づくりを進め、相談者に寄り添った支援を実施することができた。 【支援内容】 ・男女共同参画センターの専任相談員による女性相談の実施 ・公認心理師によるカウンセリングの実施 ・弁護士による法律相談の実施 相談内容は離婚が全体の1/2で最も多く、次に男女問題が多い。希死念慮を訴える方はほとんどいない。来所者は30～40代の女性が多く、10～20代や60代以上の方の相談は少ない。令和7年度は12月時点で377件（電話258件、来所119件）	継続	人権男女共同参画課	67		
	⑤ 自立支援医療通院費助成事業を行う。	医療費の負担軽減により、治療の継続が図れている。	自立支援医療費通院費助成事業を継続して実施する。 ※精神通院医療費の個人負担金を月1000円上限とし助成を行う	障がい福祉課	68		
	⑥ *基本チェックリストのうちの項目に該当がある場合は、アセスメントし、介護予防ケアマネジメントを行う。必要に応じて心の健康相談や受診勧奨を行う。	対象者を担当しているケアマネジャーや、相談対応で対象者を把握した包括支援センターが、必要に応じて適切なサービスや相談窓口につなげている。	継続	介護保険課	69		
		29公民館全てでフレイル測定会を開催。後期高齢者の質問票を活用し、ころやからだの健康状況についての相談対応を行った。個別支援が必要な方を抽出・フォローを行った。その他、随時地区活動で後期高齢者の質問票を活用しながら、支援を行っている。	継続。フレイル測定会も活用しながら、個別支援が必要な対象者を把握・支援につなぐ。	健康推進課・各支所	70		
		対象者を担当しているケアマネジャーや、相談対応で対象者を把握した包括支援センターが、必要に応じて適切なサービスや相談窓口につなげている。	継続	地域包括支援センター	71		
	⑦ 妊娠届出時に赤ちゃん手帳を用い「妊娠・出産ところの変化」について説明をすることで産後うつに関する啓発を行い、必要に応じて地区	『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2) ⑤（再掲）		こども家庭支援課	72		

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み(案)	関係機関・関係課	通し番号		
		担当保健師による早期支援を行う。 (再掲)	『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2)⑤(再掲)		健康推進課 各支所	73		
		⑧働き盛り世代や若年層へ出前講座の実施と相談窓口の周知を行う。 (再掲)	『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2)⑥(再掲)		健康推進課	74		
		⑨地域や職域において、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに対するセルフケア(予防・軽減・対処)の取組みとしてうつ病の自己チェックを周知するとともに、相談窓口の利用を促進する。 (再掲)	『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2)⑥(再掲)		松江保健所	75		
		⑩健康手帳(介護予防手帳)で高齢者層にうつ病予防の啓発を行う。 (再掲)	『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2)⑦(再掲)		介護保険課	76		
				『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』2)⑦(再掲)		健康推進課	77	
			地域や各関係機関と連携しながら、個々の状況に応じて支援を行った。	継続		健康推進課・各支所	78	
	3) 精神疾患等による自死のハイリスク者への支援	① 民生児童委員など地域や家族からの相談を受け、関係機関と連携し個々の状況に応じた支援を実施する。(来所、訪問、電話による随時相談)	本人や家族などからの相談に対応し、関係機関と連携しながらハイリスク者への支援を行うことができた。	継続		家庭相談課	79	
			本人や家族、地域からの相談を受け、関係機関と連携し個々の状況に応じ支援した。来所相談31件(実数)訪問35件(実数)電話相談514件(延数)、メール相談4件(延数)だった。(令和7年12月現在)	継続		松江保健所	80	
		②精神科救急に関する住民からの相談への対応を行う。	本人や家族、地域から相談を受け、関係機関と連携し個々の状況に応じ支援した。このうち緊急性があると判断し3件(実数)受診調整した。(令和7年12月現在)	継続		松江保健所	81	
		③専門医等によるこころの健康相談、アルコール相談を行う。	こころの健康相談6件(実数)実施、アルコール相談は申し込みなし。(令和7年12月現在)	継続		松江保健所	82	
4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	①「子どもの心の診療ネットワーク会議」により、医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連携強化を図る。	子どもの心の診療ネットワーク会議を開催し、医療機関から支援機関への連携体制強化の仕組みづくりを検討した。	継続		松江保健所	83		
5) 災害時こころのケア対応	①災害発生時におけるこころのケアを行うため、関係機関と連携し体制整備を図る。	震災が発生したが、こころのケアも含め対応した。状況に応じて、庁内外の関係者と連携しながら対応することができた。	継続		健康推進課	84		
6. 社会的な取組みで自死を防ぐ	1) 庁内各課の取り組みの推進	① 松江市自死対策事業庁内連絡会を開催し、庁内全体の取り組みを把握するとともに、研修及び事例検討を行う。	庁内連絡会を開催することで共通認識を図り、改定した第2次松江市自死対策推進計画について共有することができた。	継続		健康推進課	85	
		② 隣保館において、生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行うことで、各種課題の実態把握・解決、自立支援を進める。	隣保館において、生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、相談者に対し指導助言を行った。また、関係機関と連携し相談者の実態を把握することにより、問題の解決、自立支援を進めることができた。 ○令和7年度相談件数(12月末まで):253件 (R6.12未実績:249件)	継続		人権男女共同参画課	86	
		③ 生活困窮者等への対応(減免、分納、執行停止などの措置)や生活保護受給者への督促通知の停止を行う。		・窓口や電話などで、生活困窮等見受けられる方に、各種相談窓口を案内したほか、適切な見極めによる執行停止等の措置を行った。		・生活困窮者への対応…分納、執行停止などの措置(継続) ・生活保護受給者への催告通知の停止(継続) ・税や保険料など収納所管課相互の連携(継続) ・生活困窮者等には「松江市くらしの相談支援センター」を案内(継続)	税務管理課	87
				減免について、本人の申請により適切に審査し、減免を行った。新規で生活保護を受給することとなった納税義務者へケースワーカーを通じて減免申請を促した。	継続		市民税課	88
				減免について、本人の申請により適切に審査し、減免を行った。	継続		固定資産税課	89
		④ 多重債務・借金問題等について法律相談など相談支援を行う。	専門相談(多重債務や借金問題)で弁護士による法律相談を行った。内容としては自己破産の手続き等(11月末実績182件、年間約270回実施)。	継続		消費・生活相談室	90	
		⑤ 消費生活相談員による経済問題、家庭問題、結婚・離婚問題、勤務問題、健康問題等に関する相談を実施し、専門機関へつなぐなど必要な支援につなげる。	消費生活相談員による相談(家庭問題・離婚問題)を実施し、必要に応じて専門相談につないだ。年間1900件の相談、結婚・離婚、家庭、健康、借金等の生計の相談。生きづらさを感じる案件もあり、「家庭相談課」や「心と体の相談センター」に必要に応じてつないでいる。 伺います係の相談では、悩みを抱えている方もおり、その場合は専門機関へつないでいる。	継続		消費・生活相談室	91	
⑥ 男女共同参画センターで、女性が抱える問題に関する相談、法律相談、カウンセリングを行う。(再掲)	『柱5. 適切な精神科医療福祉サービスを受けられるようにする』2)④(再掲)			人権男女共同参画課	92			

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み(案)	関係機関・関係課	通し番号
1) 庁内各課の取り組みの推進		⑦ 高齢者を対象とした総合相談対応を行う。	地域包括支援センターにおける高齢者にかかる総合相談対応【延べ相談件数】16,082件(R6年度末時点)	地域包括支援センターでの総合相談対応による、適切な介護サービスや保険外サービス、専門機関に繋げる支援を継続する。	介護保険課	93
			民生児童委員などと連携して地域の見守り活動を進めた。CSWと連携し地域の中で困っておられる方の総合相談窓口の周知を行った。	民生児童委員などと連携して地域の見守り活動を進める。CSWと連携し地域の中で困っておられる方の総合相談窓口の周知を行う。	地域包括支援センター	94
		⑧ 民生児童委員などによる地域での見守り活動を支援して、活動を活性化させる。	児童虐待、障がい者虐待、DVなどの家庭内における暴力の相談や生活全般の相談対応を行った。必要に応じて、家庭相談課やくらし相談センター、福祉なんでも相談所についでいる。民生委員の改選に伴い、新任者にはゲートキーパー研修を行っている。	継続	健康福祉総務課	95
		⑨ 庁内外からの相談や困難事例への支援を行い、家庭内暴力の早期発見、早期対応に努める。	・障がい者虐待、DVなどの相談窓口として、家庭内における暴力と、生活全般の相談窓口として相談対応をおこなった。 ・令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に則して、関係部署と連携し対応した。	継続	家庭相談課	96
		⑩ 妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。	・R5年4月に設置した「こども家庭センター」において、母子保健と児童福祉の窓口を一体化し、妊娠前から切れ目のない支援を行うことで、虐待の早期発見・早期対応に努めた。 ・保護者のさまざまな事情により家庭での養育が困難な児童について、子育て短期支援事業により宿泊を伴う一時預かりを実施した。なお、乳児の預かり先確保が課題であったことから、助産院及び助産師に協力いただき、生後4ヶ月までの乳児を対象とした受け入れ体制を整えた。 【生後4ヶ月までの利用者】令和6年度：1人(延べ2人)、令和7年度2月6日時点：8人(延べ48人)	継続	こども家庭支援課	97
		⑪ 生活保護者への就労支援、生活保護受給者への向精神薬重複処方者への対応、生活困窮者への自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援を実施する。	生活保護者への就労支援により、生活保護の廃止理由が「働きの収入の増加・取得」となるものが、令和5年度47件、令和6年度39件、令和7年度27件(11月末現在)となっている。生活保護廃止理由としては2番目に多い理由であり、生活保護廃止数の約15%を占めている。 生活保護受給者への向精神薬重複処方者への対応については、レセプト管理システム等により重複処方者の確認を行い、1人の対象者(11月末現在)については嘱託医および主治医と連携し、適切な服薬について指導を行えた。 生活に困窮されている方の相談窓口である「松江市くらし相談支援センター」の周知・広報を行い、相談者の個別ニーズを把握し、適切な支援、関係団体・機関へのつなぎが行えた。 令和7年度実績(R7.11月末現在) ・相談件数：1,382件 ・新規相談件数：375件(収入・生活費25%、住まい12%、家賃ローン9%、食べるものがない8%、病気健康7%) ・家計改善支援：13件 ・就労準備支援：22件 ・関係機関へのつなぎ：907件 【参考】令和6年度実績(相談件数：2,261件・家計改善支援：13件・就労準備支援：18件・関係機関へのつなぎ：1,914件) 【年代別】 50代18%、40代16.5%、30代12%、60代10%、70代9%。	生活保護者への就労支援については、島根労働局等の関係機関と連携強化し、生活保護者に対して必要な支援を行っていく予定。 生活保護受給者への向精神薬重複処方者への対応については、医療券およびレセプト管理システムにより重複処方者の確認を行い、対象者については嘱託医および主治医と連携し適切な服薬について指導を行う予定。 生活困窮者の個別ニーズを丁寧に聞き取り、適切な関係団体・機関へのつなぎを行うとともに、必要に応じて就労準備支援、家計改善支援などを実施していく予定。	生活福祉課	98
		⑫ 「生活のこと」「仕事のこと」「お金のこと」などの悩みや問題の解決に向け、「自立相談支援」「住居確保給付金」「就労準備支援」「家計相談支援」「一時生活支援」などの制度を活用した支援を行う。	松江市くらし相談支援センターの令和7年度の取り組み新規実績(12月まで)については ①自立相談支援 400件 ②住居確保給付金 7件 ③就労準備支援 7件 ④家計相談支援 5件 ⑤居住生活支援(※一時生活支援から名称変更) 4件 前年度より微減 40代、50代が多い(男女比に差はない) (相談内容としては、収入・生活費や住まいに関するものが多く見られるが、複数の課題を同時に抱える相談者もあり、全体として相談内容は多岐にわたっている)	・くらし相談支援センターの周知を行い、相談者から早期の相談を促す。広報誌は発行部数を増やし周知先を増やす。従来のLINE、SNSによる広報に加え、デジタルサイネージを活用する	松江市くらし相談支援センター	99
		⑬ 「ふくしなんでも相談所」にて、市民の身近な相談や悩みごとを受け、総合的にサポートする。	より身近な相談窓口として「ふくしなんでも相談所」で相談を受け付けた。イオン松江や各地区での出張なんでも相談所もっている。 また引き続き市内に設置されている20か所のふくしなんでも相談窓口、10か所の連携薬局との連携を図った。また相談業務のスキルアップのため「ふくしなんでも相談所事例勉強会」を開催し、45名の参加があった。	引き続き法人や薬局、出張などで「ふくしなんでも相談所」を設置し相談を幅広く受け付ける。 相談業務のスキルアップのための「ふくしなんでも相談所事例勉強会」を開催する。	松江市社会福祉協議会	100
		⑭ 松江市障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談に対応することと併せ、必要に応じ専門機関につなぐなどの相談支援を行う。	障がいに係る総合相談窓口である「松江市障がい者基幹相談支援センター」を中核として、一般的な相談への対応を委託する相談支援事業所とあわせて本市の相談支援体制を構築し、障がいのある人やその家族からの暮らしや日常の不安、問い合わせに対応し、必要なサポートを行うことができた。	引き続き、「松江市障がい者基幹相談支援センター」を障がいに係る総合相談窓口として、相談支援事業所と連携しながら、障がいのある人やご家族等からの相談に対応する。自死関連の相談があった場合は、必要に応じて自死対策窓口や医療機関と連携して対応する。	障がい福祉課	101
			特に自死に直接つながる相談はなかったが、障がいに係る総合相談窓口として、障がいのある人やご家族等からの相談に対し、丁寧に対応することができた。自死関連の相談があった場合は、必要に応じて自死対策窓口や医療機関と連携して対応する体制は構築できている。	障がいに係る総合相談窓口として、障がいのある人やご家族等からの相談に対し、自死関連の相談があった場合は、必要に応じて自死対策窓口や医療機関と連携して対応する。	松江市障がい者基幹相談支援センター	102
⑮ 高齢者や生活困窮者に対する住宅に関する相談や家賃滞納、近隣トラブルなどの対応を行う。	市営住宅の入居に関する相談全般については、内容に応じ、島根県住宅供給公社や庁内関係課、関係機関(包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター)と連携を図りながら、問題解決に向け、親身になって対応に取り組んだ。 ※市営住宅入居者からの相談件数(滞納家賃相談除く。) ・令和7年度(12月末現在) 150件 ・令和6年度 133件	継続	住宅政策課	103		
⑯ 遺された遺族の負担軽減のために、死亡時の手続きの簡略化など総合窓口の充実を図る。	やむを得ずワンストップで対応できない手続きについて、新庁舎移転により変更となった窓口を修正版案内図を用いて案内し、ワンストップ窓口以外でもスムーズな手続きとなるよう取り組んだ。また、手続き予約の案内文について、ご覧になった市民の方の意見を反映し、よりわかりやすい案内文となるよう内容修正した。	手続き予約のデジタル申請化を図り、閉庁時でも予約受付ができる仕組みを構築する。	市民課	104		
⑰ 相談者が抱えている問題の解決のために、庁内各課で連携して取り組む。			庁内窓口全課	105		
⑱ ころやからだの悩みや、健康づくりなど健康相談を行う。	ころやからだ等、健康づくりに関する様々な悩みに対し相談に応じた。	継続	健康推進課・各支所	106		

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み(案)	関係機関・関係課	通し番号
		<新規> ⑨性的マイノリティに対する相談窓口の案内や人権啓発を行う	性の多様性に関する正しい知識の普及及び意識啓発に取り組んだ。 【取組内容】 ・出前講座の実施 ・市民人権講座の実施 ・地域や企業向け研修会の実施 ・相談窓口の案内チラシ等の配布	継続	人権男女共同参画課	107
2) 地域における相談体制の充実と相談窓口情報の発信	① ところの健康問題のほか、自死に関連した要因に関する相談機関を周知する。		自死の危険要因に関連した相談先一覧のチラシ(R4作成)を、各関係機関・関係各課へ広く配布・周知することができた。	継続	健康推進課・各支所	108
			令和7年度から定期相談と松江圏域の相談窓口一覧を一本化して掲載したチラシを関係機関へ配布・周知した。 相談窓口をホームページに掲載、年間を通じ各キャンペーンや事業所への出前講座、大学等へ情報発信などで相談窓口を幅広く周知した。	継続	松江保健所	109
	② 相談窓口の一覧を作成し、相談先の周知を図る。(再掲)		『柱4. ところの健康づくりを進める』2) ③ (再掲)		健康推進課	110
3) 失業者等に対する相談窓口の充実	① 生活困窮者やひとり親等に対する福祉的支援と就労支援を市とハローワーク松江が連携して行う。		生活保護受給者を含む生活困窮者やひとり親等に対して、福祉的支援と就労支援がワンストップで可能となる「ハローワークプラス」において就労支援を行い、相談者のうち約8%の就職を実現できた。 相談者内訳-10代：4%、20代：12%、30代：2%、40代：17% 50代：31%、60代33% 支援内容：求人紹介、端末の使い方、履歴書の書き方、面接の仕方、バスの乗り方 生保対象者の利用：42人	島根労働局と市の関係課で開催する「一体的実施事業運営協議会」において、よりよい連携・支援のあり方を検討していく。	生活福祉課	111
			母子父子自立支援員によるひとり親家庭総合相談コーナーを核とし、「ハローワークプラス」やその他関係機関と連携し、相談者に適した支援制度の情報提供を行った。 ※ひとり親家庭総合相談 就労・資格取得に関する相談 延べ63件 (R7.12月末時点)	・ひとり親の貧困率は高い状況にあり、生活状況も様々であるので、ハローワークプラスと連携し一人ひとりに合った相談対応と就労支援を行う。	子育て給付課	112
			事業終了	事業終了	定住企業立地推進課	113
			生活保護受給者等(12月末現在) ・新規支援対象者数85人(目標180人) ・就職件数64人(目標121人)	生活保護受給者等 ・新規支援対象者数(目標●人) ・就職件数(目標●人) ※目標値は令和8年3月策定予定	ハローワーク松江	114
			令和7年度のハローワークとの連携件数(12月末)132件 一人一人の状態に応じた個別支援プログラムを実施 「職場体験の実施」「就労準備講座の開催」「家計のネタ帳の作成」など実施した。	・対象者の状況に合わせた集団プログラムとして、Assist!! みんなのフリースペース(プレ就労準備講座)、就労準備講座、職場体験事業を実施する。 ・ハローワーク、ハローワークプラス、生活福祉課、障がい者就業・生活支援センター、認定就労訓練事業所等の関係機関との連携を強化し、就労に向けた個別支援を行う。	松江市くらし相談支援センター	115
	② 失業に直面した際に生じるところの悩みへの相談など様々な生活上の問題に関係機関等と連携して対応を行う。		様々な生活上の問題解決(改善)に向け、松江市くらし相談支援センターと連携し、以下のような支援を行った。 ・ハローワークに繋ぎ、就労支援 ・家計改善支援や就労準備支援 ・医療機関の紹介、受診同行	継続	生活福祉課	116
			就職支援ナビゲーター等の支援による正社員就職件数(12月末現在) ・655人(目標692人)	継続	ハローワーク松江	117
<新規> 4) 高齢者への支援の充実	① 基本チェックリストのうちの項目に該当がある場合は、アセスメントし、必要に応じて心の健康相談や受診勧奨を行う(再掲)		対象者を担当しているケアマネジャーや、相談対応で対象者を把握した包括支援センターが、必要に応じて適切なサービスや相談窓口へ繋いでいる。	継続	介護保険課	118
			『柱5. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする』2) ⑥ (再掲)	健康推進課・各支所	119	
		必要に応じて、適切な機関へのつなぎや受診勧奨を行った。	必要に応じて、適切な機関へのつなぎや受診勧奨を行う。	地域包括支援センター	120	
② 高齢者を対象とした総合相談対応を行う。(再掲)		地域包括支援センターにおける高齢者にかかる総合相談対応 【延べ相談件数】16,082件(R6年度末時点)		地域包括支援センターでの総合相談対応による、適切な介護サービスや保険外サービス、専門機関に繋げる支援を継続する。	介護保険課	121
		民生児童委員などと連携して地域の見守り活動を進めた。CSWと連携し地域の中で困っておられる方の総合相談窓口の周知を行った。	民生児童委員などと連携して地域の見守り活動を進める。CSWと連携し地域の中で困っておられる方の総合相談窓口の周知を行う。	地域包括支援センター	122	
③ 高齢者や生活困窮者に対する住宅に関する相談や家賃滞納、近隣トラブルなどの対応を行う(再掲)		市営住宅の入居に関する相談全般については、内容に応じ、島根県住宅供給公社や庁内関係課、関係機関(包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター)と連携を図りながら、問題解決に向け、親身になって対応に取り組んだ。 ※市営住宅入居者からの相談件数(滞納家賃相談除く。) ・令和7年度(12月末現在) 150件 ・令和6年度 133件 ・令和5年度 100件 ・令和4年度 85件 【最近の相談傾向】相談件数は右肩上がり。物価高騰の影響による生活困窮者の増加傾向。収入が少なく、民間の賃貸を断られたりする方や家賃滞納の相談を受けている。市営住宅や県営住宅、セーフティネット住宅を紹介している。 生活苦や借金で生活の立て直しが必要なケースは生活福祉課や関係機関につなぐ。	継続	住宅政策課	123	
		身近な地域での交流・活動の場である、なごやか寄り合いやからだ元氣塾の継続・立ち上げ支援を行い、高齢者が地域で社会参加できる環境づくりを行った。 からだ元氣塾では、送迎を行うことで、閉じこもりがちな高齢者の参加支援に繋げている。 また、通いの場のポスターやチラシを配布し、市民へ事業の周知啓発を行った。	継続	介護保険課	124	

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み(案)	関係機関・関係課	通し番号
5) 介護者への支援の充実	④高齢者が地域で社会参加できる機会を増やし、閉じこもりを防ぐとともに、健康と豊かな生きがいがづくりの促進につなげる		地区担当保健師が公民館、地区社協と連携し、各地区にて高齢者が社会参加する場を検討、参加を促している。	継続	健康推進課・各支所	125
			高齢者の社会参加や生きがいがづくりの受け皿となるシルバー人材センターや高齢者クラブの活動を支援した。 また、市内路線バスの運賃助成等により高齢者の外出支援を行った。 シルバー人材センター会員数：令和元年 800人 令和7年 1000人 高齢者クラブ会員数 令和元年 12000人 令和7年 9000人 【支援内容】 シルバー人材センター：運営補助による組織の拡大、就労機会の提供など 高齢者クラブ：登下校の見守り、軽スポーツ、事務局の運営費等への補助など)	シルバー人材センターや高齢者クラブの活動支援や、路線バスの運賃助成を行う。	健康福祉総務課	126
			なごやか寄り合い、からだ元気塾など通いの場への支援するとともに、ポスター・チラシなどを作成し、周知啓発を行い、地域住民の社会参加を促した。	なごやか寄り合い、からだ元気塾など通いの場への支援するとともに、ポスター・チラシなどを作成し、周知啓発を行い、地域住民の社会参加を促す。	地域包括支援センター	127
	① 家族介護交流事業等を通じて、介護をしている家族の相談や支援を行う。		男性介護者フリースペースの周知・啓発のため、事業内容について、市内居宅介護支援事業所へのメール配信と認知症カフェでのチラシ配布を実施した。 他にも、ホームページ、facebook、市報、社協だより等、あらゆる媒体を活用した広報を行った。 【参加人数】 ※R6年度末時点 介護者の集い：31人 男性介護者フリースペース：44人	継続	介護保険課	128
			なごやか寄り合い、からだ元気塾など通いの場への支援するとともに、ポスター・チラシなどを作成し、周知啓発を行い、地域住民の社会参加を促した。	なごやか寄り合い、からだ元気塾など通いの場への支援するとともに、ポスター・チラシなどを作成し、周知啓発を行い、地域住民の社会参加を促す。	地域包括支援センター	129
			地域包括支援センター、介護支援専門員と連携し、介護家族からの相談支援、認知所カフェや家族交流事業の紹介を行った。また必要に応じて専門職の対応に繋げた。 令和6年度認知症初期集中支援チーム対応件数：1件	継続	介護保険課	130
② 介護家族の負担を軽減するため、地域包括支援センターや介護支援専門員と連携し支援を行う。		地域包括支援センター、介護支援専門員と連携し、介護家族からの相談支援、認知所カフェや家族交流事業の紹介を行った。また必要に応じて専門職の対応に繋げた。	地域包括支援センター、介護支援専門員と連携し、介護家族からの相談支援、認知所カフェや家族交流事業の紹介を行う。また必要に応じて専門職の対応に繋げる。	地域包括支援センター	131	

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取り組み(案)	関係機関・関係課	通し番号
		③ 民生児童委員などの人材による支え合いや、見守りの体制づくりを推進し、配慮を要する高齢者へ適切な支援を行う。	民生児童委員や要配慮者支援組織による見守りを行い、必要に応じて関係機関へ繋ぐ取り組みを行った。	継続	健康福祉総務課	132
		④ 認知症の人やその家族等が相互に情報を共有し、お互いに理解し合う「認知症カフェ」などの場を提供する。	市主催の認知症カフェ(まつえオレンジカフェ・本人さんカフェ)をそれぞれ月1回開催。参加者への相談対応を行った。 【参加人数】令和6年度 ・まつえオレンジカフェ：延べ120人(内、本人9、家族38) ・本人さんカフェ：延べ52人(内、本人15人、家族3人、専門職15人) 市内の認知症カフェについては、新たに3箇所開設された。	市主催の認知症カフェの開催を継続し、家族の会や包括支援センターと連携し、相談対応及び必要に応じて専門機関に繋ぐ。 また認知症カフェの新規開設や活動再開の働きかけを継続して行う。	介護保険課	133
6) ひとり親家庭に対する支援の充実等		① 複数の困難を抱え、経済的にも精神的にも負担が大きいひとり親に対して、母子父子自立支援員による相談を実施し、個々の状況・ニーズに応じた経済・就労支援を行う。	・(離婚前の相談を含む) 母子・父子自立支援員がひとり親世帯からの総合的な相談を受け付け、その相談内容に応じて各種支援制度の情報提供をし、必要に応じて関係機関へ繋いだ。児童扶養手当受給者には現況届けを年に1度提出する際に面談を行っている。 ※ひとり親家庭総合相談 延べ3,075件(R8.1月末時点) ・ひとり親家庭高校通学費助成、ひとり親福祉医療費助成、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の給付、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の給付等を行い、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行った。 ・個々のケースに応じて、自立支援プログラムを策定し「ハローワークプラス」やその他関係機関と連携しながら就労支援を行った。 ・令和7年度からの新規事業「養育費確保支援事業」により養育費の取り決めにかかる公正証書の作成等に必要な費用の補助を開始した。 ※養育費確保支援事業 12件(R8.2月末時点) 【相談の傾向】 近年は高校の無償化、大学についても国の給付金ができ就学資金に関連する相談は減少傾向。しかし、経済的な支援に関する相談は多い印象。必要に応じて、関係機関につなぐ。	・ひとり親家庭の経済的自立に向け支援を継続する。こどもの貧困や生活上の問題に気付けるよう児童扶養手当の現況届などの機会も活用して問題の把握に努め、関係機関と連携して制度の周知を図る。 ・民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する親権、養育費、親子交流等についての見直し)が令和8年4月までに施行されることを踏まえ、離婚後の親とこどものつながりを保ち、父母双方がこどもを養育する責任を果たすことができるよう関係機関と連携しながら情報提供を行う。	子育て給付課	134
			『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3)①(再掲)		子育て給付課	135
			『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3)①(再掲)		生活福祉課	136
		② 生活困窮者やひとり親等に対する福祉的支援と就労支援を市とハローワーク松江が連携して行う。(再掲) 生活保護受給者等 ・新規支援対象者数(目標175人) ・就職件数(目標117人)	事業終了	事業終了	定住企業立地推進課	137
			生活保護受給者等(12月末現在) ・新規支援対象者数85人(目標180人) ・就職件数64人(目標121人)	生活保護受給者等 ・新規支援対象者数(目標●人) ・就職件数(目標●人) ※目標値は令和8年3月策定予定	ハローワーク松江	138
	『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3)①(再掲)		松江市くらし相談支援センター	139		
7) ひきこもりへの支援の充実		① ひきこもりなどに関する相談や困難事例への支援を行う。	・令和元年度から、ひきこもりに関する専門相談窓口として専門の相談員(公認心理師)を配置し、電話・来所相談や訪問等への対応を実施してきた。その結果、本人や家族などからの相談に対応し、関係機関と連携しながら支援した。相談件数は年々増加しており、取り組みについては評価できる。 ・また、従来から実施している当事者交流会、ひきこもり出前講座に加えて家族会、支援者学習会をおこなった。 ひきこもり延べ相談件数(来所・訪問・電話・メール) ・R5年：357件、R6年：379件、R7年12月末まで：467件(R5・R6年は地域保健事業報告より。R7年は見込み数) 【ひきこもりの要因と希死念慮のある方への対応】 引きこもりの方の要因は様々、複雑に絡み合った結果である。その中でトラウマや対人恐怖、対人不安を抱えた方、自責や生きていても仕方ないなど諦めの強い方が多い傾向。セルフケアや必要に応じて医療機関へつなぐ等対応している。 【最近の相談内訳の傾向】 支援者からの相談が多い。相談者は30～50代の男性が約半数と多い傾向にある。	・ひきこもり専門相談の継続 ・ひきこもり支援ステーション事業として、「居場所づくり」とネットワークづくりの一体的実施に取り組む ・当事者交流会、家族会、支援者学習会を開催する。	家庭相談課	140
			家族の相談を受け、個々の状況に応じ支援した。相談件数は5件(実数)だった。(令和7年12月現在)	継続。	松江保健所	141
		② 様々な困難を抱えた子ども・若者に対する継続的な支援の一環として居場所を提供するとともに、居場所支援を実施しているNPO法人を支援することにより自死のリスクを低減させる。	青少年支援センターにおいては、指導員が通所者に寄り添い、心の安定を図る支援に取り組んだ。また、NPO法人への継続的な支援により、居場所の確保に努めた。 【参考】青少年支援センター相談支援件数：3,617件(R6年度)、3,650件(R5年度)と横ばい。R7年度は12月末時点で、前年度の同時期と比較し193件増。 【相談内容】 学校問題(不登校、学業・進路等)、家庭問題(ひきこもり等)、社会問題(仕事・就労等)が多い。	安心して過ごせる居場所の提供に継続して取り組むとともに、居場所事業を実施するNPO法人の支援を通じて、より多くの子ども・若者の心の安定を図ることを目指す。	青少年支援室	142
8) 人と人がつながる居場所づくりの推進		① 地域における集いの場、学びの場としての公民館の機能を活用し、誰もが他者とのつながりや関わり合いの中で安心して暮らすことのできる環境を整える。	文化祭や市民学習発表会の開催等、公民館の「まなぶ」「むすぶ」「つどう」の役割を果たすため、創意工夫をし、お互いが安心してつながり、関わりあえる居場所づくりに努めることができた。	今年度も文化祭や市民学習発表会の開催、毎月の事業等において、公民館の「まなぶ」「むすぶ」「つどう」の役割を果たすため、創意工夫をし、お互いが安心してつながり、関わりあえる居場所づくりに努めることができた。	公民館	143
			文化祭や市民学習発表会の開催等、公民館の「まなぶ」「むすぶ」「つどう」の役割を果たすため、創意工夫をし、お互いが安心してつながり、関わりあえる居場所づくりに努めることができた。	継続	生涯学習課	144
		『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』4)④(再掲)		介護保険課	145	
	② 高齢者が地域で社会参加できる機会を増やし、閉じこもりを防ぐとともに、健康と豊かな生きがいづくりの促進につなげる。(再掲)	『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』4)④(再掲)		健康福祉総務課	146	
	なごやか寄り合い、からだ元気塾など通いの場への支援するとともに、ポスターチラシなどを作成し、周知啓発を行い、地域住民の社会参加を促した。	なごやか寄り合い、からだ元気塾など通いの場への支援するとともに、ポスターチラシなどを作成し、周知啓発を行い、地域住民の社会参加を促す。	地域包括支援センター	147		

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み(案)	関係機関・関係課	通し番号	
7. 自死未遂者の再度の自死企図を防ぐ	1) 家庭及び地域生活上の支援、相談	① 関係機関と連携し、家族等の身近な人の見守りに対する支援のため、保健師による相談・訪問を行う。	本人だけではなく、家族等介護者の支援も含め、相談や訪問等で支援できた。	継続	家庭相談課	148	
			地域や各関係機関と連携しながら、個々の状況に応じて支援することができた。	継続	健康推進課・各支所	149	
			本人や家族、地域からの相談を受け、関係機関と連携し個々の状況に応じ支援した。	継続	松江保健所	150	
		② 医療機関等に相談先を記載したポスターやリーフレットを設置し啓発を行う。	『柱2.一人ひとりの気づきと見守りを促す』1)①(再掲)	健康推進課	151		
			WGの継続。自死対策事業検討会への参加、助言等。	WGの継続。自死対策事業検討会への参加、助言等。	松江医師会	152	
		③ ところの健康問題のほか、自死に関連した要因に関する相談機関を周知する。(再掲)	『柱6.社会的な取組みで自死を防ぐ』2)①(再掲)	松江保健所	153		
			『柱6.社会的な取組みで自死を防ぐ』2)①(再掲)	健康推進課・各支所	154		
		④ 自傷行為事案に対応する警察官や救急隊員等に対し、家族等の心情に配慮した適切な対応方法が取れるよう知識を深める。	自死・遺族支援研修会など各種研修会や講演会への参加	継続	消防本部	155	
			○関係機関との連携強化 ・松江地区被害者支援ネットワーク総会の開催	○部内研修において遺族対応のロールプレイ授業を実施予定 ○松江地区被害者支援ネットワーク総会開催予定 ○被害者支援要員研修会	松江警察署	156	
			松江市基幹相談支援センター絆、相談支援事業所において、障がい者や家族等からの各種相談に対し、必要な情報提供及び助言、障がい福祉サービス等の利用支援などの支援を適切に行うことができた。	継続	障がい福祉課	157	
		2) 学校、職場等での事後対応の支援	① 当該児童・生徒及びその家族等に対して、関係機関と連携しながら、支援・ケアを行うとともに、他の児童・生徒や教職員等に対する心理的ケアについても必要な情報提供と支援を図る。	当該児童生徒及びその家族等の個別のケースに対して、関係機関と連携しながら支援・ケアを行うことができた。	継続	生徒指導推進室	158
			② 各事業所に対して適切な対応ができるように支援を行う。	就職支援ナビゲーター等の支援による正社員就職件数(12月末現在)・655人(目標692人)	継続	ハローワーク松江	159
		8. 遺された人への支援	1) 自死遺族のための自助グループ等への支援	① 自助グループ活動の周知啓発など、各種事業の運営に対する支援を行う。	『柱2.一人ひとりの気づきと見守りを促す』2)④(再掲)	健康推進課	160
					今年度支援実績なし。圏域内で事業などの支援依頼あれば検討する。	継続	松江保健所
② 自助グループの声を届けるための取り組みを行う。	『柱2.一人ひとりの気づきと見守りを促す』2)④(再掲)			健康推進課	162		
2) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	③ 自死遺族フォーラムや分かち合いのつどいを開催する。		自死遺族の分かち合いと交流会を偶数月に定期開催し、県内各地で自死遺族の想いを伝えるパネル展も開催しました。雲南市で自死遺族フォーラムを開き、24時間電話相談を継続しました。講演会などを通じて自死予防の啓発活動にも努めました。	定期的に分かち合い、交流会、自死遺族フォーラムを開催し、24時間電話相談を継続します。講演会などを通じて自死予防に積極的に取り組んでいきます。	しまね分かち合いの会・虹	163	
			① 相談対応を行う保健師の資質向上を図る。	研修会への参加等や地区担当者会での復命研修等により、保健師の資質向上を図った。	継続	健康推進課	164
			③ 自傷行為事案に対応する警察官や救急隊員等に対し、家族等の心情に配慮した適切な対応方法が取れるよう知識を深める。(再掲)	『柱7.自死未遂者の再度の自死企図を防ぐ』1)④(再掲)	消防本部	165	
『柱7.自死未遂者の再度の自死企図を防ぐ』1)④(再掲)	松江警察署	166					
9. 民間団体との連携を強化する	1) 島根いのちの電話	① 島根いのちの電話等民間団体が実施する養成講座や講演会等の周知啓発	市報(3月号)等を用いて、周知啓発を行った。	継続	健康推進課	167	

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み(案)	関係機関・関係課	通し番号
	に対する支援等	に対する支援等を行う。	各種キャンペーンにおいて、相談ダイヤルカードを設置し周知啓発を行った。	継続	松江保健所	168
	2) 地域における連携体制の確立	① 松江市自死対策事業検討会等に関係機関との情報共有、ネットワークの充実を図る。	3月に開催予定	継続	健康推進課	169
① 自死予防週間(9月10日～16日)、自死対策強化月間(3月)にあわせて、市報、SNS、デジタルサイネージ、チラシ・ポスターなどを用いて関係機関と連携し啓発活動を行う。(再掲)		『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』1) ①(再掲)		健康推進課・各支所	170	
②① 自死予防週間(9月10日～16日)、自死対策強化月間(3月)に、松江圏域健康長寿しまね推進会議(心の分科会)や関係機関と連携し啓発活動を実施する。(再掲)		『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』1) ②(再掲)		松江保健所	171	
3) 自死遺族 自助グループとの連携等	① 市が主催するイベント時に活動紹介を行う。	3月に開催される自死遺族パネル展を支援し、分かち合いの会虹の活動紹介を行った。	継続	健康推進課	172	
10. 子ども・若者の自死対策を推進する	1) いじめを苦にした子どもの自死の予防	① 「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「島根県いじめ防止基本方針」「松江市いじめ防止基本方針」等に基づき、「いじめは決して許されないこと」や「どの子どもにも、どの学校でも起こり得ること」の周知徹底を図る。	松江市いじめ防止基本方針を改訂し、各校の基本方針の点検・修正を行った。いじめ等の現状や対応について、校長会や研修会等で共有した。	継続	生徒指導推進室	173
			松江市いじめ電話相談ホットラインや関係機関の電話相談窓口等を、各校を通じて児童生徒やその家庭に周知するとともに、松江市ホームページや一人一台端末からも情報を見ることができるようにした。	松江市いじめ電話相談ホットラインや関係機関の電話相談窓口等を、各校を通じて児童生徒やその家庭に周知するとともに、松江市としてもさらに情報発信の仕方を工夫していく。	生徒指導推進室	174
		② 「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」等、子どもが不安や悩みを相談できる機関の周知を図る。	ホームページや相談先一覧チラシに相談先を掲載し、周知を図った。	継続	健康推進課	175
			子どもの心の相談や診療機関情報などをホームページに掲載した。	継続	松江保健所	176
	2) 学生・生徒への支援充実	① 児童・生徒の自死は、全国的に長期休業明けに急増する傾向があり、休業前、休業期間、休業明けのそれぞれの時期において、各学校は児童生徒の自死予防に関する積極的かつ適切な取り組みを推進する。	長期休業明けに各学校に対して注意喚起の文書を送付し、自死等に関する適切な取組や対応を求めた。「松江市いじめ電話相談ホットライン」についても周知するとともに、長期休業明けには、受付時間を延長して対応した。	継続	生徒指導推進室	177
		② 大学と連携して、若者の現状把握や今後の対策について検討を進める。	自死対策事業検討会等にて大学等での現状について共有し、対応について確認した。	継続	健康推進課	178
3) SOSの出し方に関する教育の推進	① 児童・生徒が直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)、こころの健康の保持に係る教育を推進する。	小学5年生の保健学習、中学1年生の保健の授業で、「心の健康」(SOSの出し方、相談窓口)に関する教育を実施した。また、定期的な教育相談等個別面談の機会や日常の観察をとおして、必要に応じた個別指導を行った。学期に1回アンケートをし個別の教育相談(面談)を行う。相談窓口は担任や養護教諭だけでなく、すべての職員への相談可能な環境づくりを実施。1人1台端末を所持しているため、自死に関するワードを検索時はアラートが出て、教育委員会へ連絡が来る仕組みである。R7年度2月末4日時点小学校で81件、中学校71件、義務教育学校11件、合計163件のアラート(死にたい・自殺・自殺方法)を確認。学校教育課から学校へ連絡。学校は当該児童への聞き取りや保護者連絡等の対応を行い、学校教育課へ報告。多くは興味本意、誤入力のケースが多い。いじめ等の状況があれば生徒指導推進室に連絡し、その後対応を行う。	継続	学校教育課	179	
4) 子どもへの支援の充実	① 複数の困難を抱え、経済的にも精神的にも負担が大きくなり親に対して、母子父子自立支援員による相談を実施し、個々の状況・ニーズに応じた経済・就労支援を行う。(再掲)	『柱6. 社会的な取組みで自死を防ぐ』6) ①(再掲)		子育て給付課	180	
	② 子どもたちが地域の一員として自立した大人になれるように、子どもが育つ環境づくりのための活動を展開する。	乳幼児の外あそび「おそとであそぼっ!」の参加者へ遊びと子育て支援情報、心のサポートを行う。相談ダイヤルカード・ティッシュ配布。毎回参加のための、年間スケジュールを子育て支援センター等に、年間2回配布する。	乳幼児の外あそび「おそとであそぼっ!」の参加者へ遊びと子育て支援情報、心のサポートを行う。相談ダイヤルカード・ティッシュ配布。毎回参加のための、年間スケジュールを子育て支援センター等に、年間2回配布する。	健康推進課 教育委員会	181	
	③ 厚生労働省が開設するメール・SNS等による相談を周知する。	ホームページや相談先一覧チラシに相談先を掲載し、周知を図った。市公式SNSでも周知した。	継続	健康推進課 教育委員会	182	
	① ひきこもりなどに関する相談や困難事例への支援を行う。(再掲)	・令和元年度から、ひきこもりに関する専門相談窓口として専門の相談員(公認心理師)を配置し、電話・来所相談や訪問等への対応を実施してきた。その結果、本人や家族などからの相談に対応し、関係機関と連携をしながら支援した。相談件数は年々増加しており、取り組みについては評価できる。 ・また、従来から実施している当事者交流会、ひきこもり出前講座に加えて家族会、支援者学習会をおこなった。 ひきこもり延べ相談件数(来所・訪問・電話・メール) ・R5年:357件、R6年:379件、R7年12月末まで:467件 (R5・R6年は地域保健事業報告より。R7年は見込み数)	・ひきこもり専門相談の継続 ・ひきこもり支援ステーション事業として、「居場所づくり」とネットワークづくりの一体的実施に取り組む ・当事者交流会、家族会、支援者学習会を開催する。	家庭相談課	183	

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み（案）	関係機関・関係課	通し番号	
5) 若者への支援の充実			家族の相談を受け、個々の状況に応じ支援した。相談件数は5件(実数)だった。(令和7年12月現在)	継続	松江保健所	184	
			② 新入社員の離職防止対策として、県やハローワーク松江と連携して、若手社員交流会を実施する。	新入社員の離職防止対策として、主に島根県立東部高等技術校や県と連携して新入社員合同研修や若手社員研修を実施した。年2回開催し、春が16社36人、秋が12社22人が参加した。若手社員向けのコミュニケーション研修として10社27人が参加。入社してから今までの自分自身を振り返ることで、仕事における成長を可視化でき、自信に繋がった方が多くいた。また、講義の中でグループワークを多く取り入れ、他業種間での新入社員同士のコミュニケーションも深めることが出来た。いずれの研修も満足度が高く今後も継続する予定。	継続	定住企業立地推進課	185
			就職支援ナビゲーター等の支援による正社員就職件数(12月末現在)・655人(目標692人)	継続	ハローワーク松江	186	
			③ 様々な困難を抱えた子ども・若者に対する継続的な支援の一環として居場所を提供するとともに、居場所支援を実施しているNPO法人を支援することにより自死のリスクを低減させる。(再掲)	『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』7) ② (再掲)		青少年支援室	187
			④ 支援者及びその保護者に対し相談・支援を行う過程で、指導員による気づき・把握から兆候があれば関係機関へつなぐ。	該当事例はなかったが、青少年支援センター指導員が相談・支援を行う過程で心の変化が見られた際には、センター全体での目配り等の配慮を行った。	継続	青少年支援室	188
			⑤ 厚生労働省が開発するメール・SNS等による相談を周知する。(再掲)	『柱10. 子ども・若者の自死対策を推進する』4) ③ (再掲)		健康推進課	189
11. 勤務問題による自死対策を推進する	1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	① 松江圏域働きがりの健康づくり推進連絡会を開催し、職域における関係機関と連携した取り組みを進める。	健康づくり推進連絡会では、地域・職域連携で事業所のメンタルヘルス対策を重点項目の一つに据え、メンタルヘルス対策に取り組む事業所数を増やすことを推進している。令和7年12月末で松江市内の事業所のしまね☆まめなカンパニー113事業所となり、昨年と比べると20事業所増えた。そのうち、心の健康づくりに取り組んでいる事業所は91事業所(80.5%)で取り組んでいる。松江圏域働きがりの世代の健康づくり研修会ではメンタルヘルスをテーマに精神科医師からの講演とストレスチェック制度の情報提供を行った。	健康づくり推進連絡会では、引き続き地域・職域連携で事業所のメンタルヘルス対策に取り組む事業所数を増やすことを検討する。健康づくり研修会では令和7年度に続きメンタルヘルス対策をテーマに開催する予定で検討をする。	松江保健所	190	
② 企業のニーズや規模に応じて研修や情報交換会を行う。		研修等の実績なし。 健康まつえ応援登録事業所へ、健康メール、メンタルヘルス啓発チラシを配布(9月)し、メンタルヘルスの啓発を行った。	松江市の課題である働き盛り世代に対し強化してアプローチできるよう、職域部門の関係機関等との連携を図る。	健康推進課	191		
① 働き方改革関連法の周知・指導を行うことにより、事業場における長時間労働の削減等を推進する。		・事業場を個別に訪問した際に、時間外・休日労働時間や年次有給休暇取得状況を確認し、必要に応じた指導を実施。 ・集団指導において、時間外労働の上限規制などの法令の周知を実施。 ・「過労死等防止対策推進法」に基づく11月の「過労死等防止啓発月間」において、厚生労働省では「過重労働解消キャンペーン」を展開し、労基署において長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導を実施し、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報の積極的な受け付け等を実施。	事業場への個別訪問や集団指導などあらゆる機会を通じて、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等働き方改革に関する取組みについて周知する。	松江労働基準監督署	193		
② 長時間労働による健康障害防止対策の推進やストレスチェックの推進を行い、メンタルヘルス不調の予防のために職場改善の取り組みを行う。		・事業場を個別に訪問した際に、時間外・休日労働が月45時間以上等長時間労働による健康障害のおそれがある場合に指導を実施。また、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施等メンタルヘルス対策の取組について指導を実施。 ・労働安全衛生法令の改正により、令和10年までに施行される労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの義務化について、あらゆる機会を通じて周知を実施。 ・ストレスチェック等結果報告未提出事業場(労働者数50人以上)に対して、提出督促を実施。	事業場への個別訪問や集団指導などあらゆる機会を通じて、長時間労働による健康障害防止対策やストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策の取組を指導するほか、改正安衛法(ストレスチェック関係)を周知する。	松江労働基準監督署	194		
① 就労に関する相談窓口を設け、相談を受ける。		局雇均室・松江・出雲・浜田・益田の各総合労働相談コーナーにおいて、労働相談、及び、個別労働紛争解決制度(助言・あっせん等)を受付、実施した。	引き続き総合労働相談コーナー業務を積極的に運用する。	島根労働局	195		
		賃金未払い、長時間労働などの労働基準法違反(疑)事案に係る労働相談対応のほか、労基署内に設置されている「総合労働相談コーナー」(解雇、雇止め、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働相談に対応)において、島根労働局雇用環境・均等室の総合労働相談員が相談者(事業者・労働者)に対して助言・指導を実施。	労働基準法違反(疑)事案のほか、「総合労働相談コーナー」におけるあらゆる分野の労働相談に対して、適切に助言・指導を実施する。	松江労働基準監督署	196		
		・当センターにおいて、事業者等からのメンタルヘルス対策に関する相談対応、また、当該相談を契機とした個別訪問支援を行った。 ・地域産業保健センターにおいて、小規模事業場(労働者数50人未満)の事業者や労働者からのメンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導等の健康相談やストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導等の対応を行った。	・当センターにおいて、事業者等からのメンタルヘルス対策に関する相談対応、また、当該相談内容に応じて個別訪問支援の利用助成を行う。 ・地域産業保健センターにおいて、小規模事業場(労働者数50人未満)の事業者や労働者からのメンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導等の健康相談やストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導等の対応を行う。	島根産業保健総合支援センター	197		
		・健康経営の推進(生命保険会社との共催によるセミナーの開催、県下の商工会議所を通じた周知) ・自死対策ワーキングへの参画 ・自死予防ポスター掲示	・健康経営の推進(生命保険会社との共催によるセミナーの開催、県下の商工会議所を通じた周知) ・自死対策ワーキングへの参画 ・自死予防ポスター掲示 ・労働基準法等の改正内容について会員事業所へ周知	松江商工会議所	198		
② 市内事業所等に対して、こころの健康出前講座の実施や相談先一覧を記載したリーフレットの配布を行う。		『柱4. こころの健康づくりを進める』1) ① (再掲)		健康推進課	199		

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み(案)	関係機関・関係課	通し番号	
3) 就労者への支援	③地域や職域において、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに対してセルフケア(予防・軽減・対処)の取組みとしてうつ病の自己チェックを周知するとともに、相談窓口の利用を促進する(再掲)		『柱2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す』1) ③(再掲)		松江保健所	200	
		④ハラスメント防止の事前講座やパネル展示等での周知啓発を行う。	ハラスメント防止や女性に対する暴力根絶に関する正しい知識の普及及び意識啓発に取り組んだ。 【取組内容】 ・ 出前講座の実施 ・ 11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中におけるパネル展示やライトアップ等による意識啓発 ・ 男女共同参画センター情報誌「プリアール」への啓発記事掲載	継続	人権男女共同参画課	201	
					継続	人権男女共同参画センター	202
		⑤「治療と仕事の両立支援」制度を職場及び労働者に啓発することにより、経済的に困窮することなく治療を受けられる体制づくりを目指す。	・ 全国労働衛生週間説明会(島根労働基準協会及び島根産業保健総合支援センターと共催)において、治療と仕事の支援制度の周知を実施。 ・ 事業場を個別に訪問した際に、当該支援制度周知用リーフレットを配付する等周知を実施。 ・ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)の一部改正により、令和8年4月1日から治療と仕事の両立支援に係る事業者の取組が努力義務となることについて、個別指導、集団指導等を実施した機会に周知を実施。 ・ 労働相談等において治療と仕事の両立支援に関する問題等を把握した際には、島根産業保健総合支援センターを紹介し相談するよう助言。	事業場への個別訪問や集団指導などあらゆる機会を通じて、治療と仕事の両立支援に係る取組の努力義務化されたことや島根産業保健総合支援センターが当該取組に係る事業場への支援(無料)を行っていることについて周知する。		松江労働基準監督署	203
			・ 「治療と仕事の両立支援」の普及促進について、あらゆる機会を通じて積極的に周知・啓発した。また、関係機関・医療機関等へ周知等協力依頼を行った。 ・ 事業者や患者(労働者)等からの両立支援に係る相談について、当センター及び県内の「がん診療連携拠点病院」等6医療機関に設置した出張相談窓口(月1回他)において対応した。また、ハローワーク松江、ハローワーク出雲に設置した定期相談会(月1回)により、患者(労働者・求職者)に対して相談対応を行った。 ・ 事業者や患者(労働者)からの相談を契機として個別訪問支援や個別調整支援に繋げ、意識啓発教育、事業場の体制・規程(勤務・休暇制度)等の整備、両立支援の進め方、両立支援プラン等の作成、関係者間の調整・連携、就業上の措置等に係る支援を行った。 ・ リフレット「こころの不調を抱える方の治療と仕事の両立支援」を作成。	・ 「治療と仕事の両立支援」の普及促進について、あらゆる機会を通じて積極的に周知・啓発する。また、関係機関・医療機関等へ周知等協力依頼を行う。 ・ 事業者や患者(労働者)等からの両立支援に係る相談について、当センター及び県内の「がん診療連携拠点病院」等6医療機関に設置した出張相談窓口(月1回他)において対応する。また、松江及び出雲のハローワークに設置した定期相談会(月1回)において、患者(労働者・求職者)に対して相談対応を行う。 ・ 事業者や患者(労働者)からの相談内容に応じて、個別訪問支援や個別調整支援の利用勧奨を行い、両立支援の普及啓発に繋げる。		島根産業保健総合支援センター	204
		産業保健に関する各種研修会や個別の指導等の際に、両立支援について周知を図った。	令和8年4月から、労働施策総合推進法により事業主の努力義務となることから、改正法説明会等において周知を図る。		島根労働局	205	
	4) 就職支援	① 中海市長会において中海圏域全体で就職支援体制確保への取り組みを実施し、近隣の市町での就職支援を進める。	中海圏域就業支援連携事業推進協議会における取り組みは令和6年度で終了したため、取り組み実績なし。	事業終了		定住企業立地推進課	206
		② 就職支援ナビゲーターが中心となり、住居と生活に困窮している方に対する総合相談窓口として相談を受け、専門機関への取次ぎを行う。	セーフティネットの強化として非正規雇用の労働者に対する失業給付および求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援、住居・生活に関する相談支援及び自治体等の支援機関への誘導を行っている。	継続		ハローワーク松江	207
		③ 地域の相談機関の連絡先や、簡易ストレスチェックなどの資料を設置、配布する。	ハローワークにおいて、相談者の苦情・相談等により労働基準関係法令違反の疑いのある事業所を把握した場合には労働基準監督署へ情報提供を行うなど、相談者の抱える問題に応じた相談機関への誘導を行っている。	継続		ハローワーク松江	208
		④ 生活困窮者やひとり親等に対する福祉的支援と就労支援を市とハローワークが連携して行う。(再掲)		『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3) ①(再掲)		子育て給付課	209
				『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3) ①(再掲)		生活福祉課	210
			事業終了	事業終了		定住企業立地推進課	211
		生活保護受給者等(12月末現在) ・ 新規支援対象者数85人(目標180人) ・ 就職件数64人(目標121人)	生活保護受給者等 ・ 新規支援対象者数(目標●人) ・ 就職件数(目標●人) ※目標値は令和8年3月策定予定		ハローワーク松江	212	
			『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3) ①(再掲)		松江市くらし相談支援センター	213	
	<新規> 12. 女性の自死対策を推進する	1) 妊産婦への支援	① 母子保健関係者会議の開催等により、関係者が情報を共有し、多機関が連携して妊娠から育児期までの切れ目のない支援を行う。	母子保健の関係機関が連携し妊娠から育児期までの切れ目のない支援を行えるよう、母子保健関係者会議を開催し情報の共有や各種事業の検討を行った。	継続	こども家庭支援課	214
② 妊産婦や子どもの健診において、支援が必要な場合に、保健師の訪問等を通じて事後の支援につなぐ。			妊産婦や子どもの健診において継続した支援が必要な場合は、保健師の訪問等を通じ、各種相談やサービス、医療等につなげた。また、死産を経験された方への対応に関するスタッフ研修を実施し、より適切な対応について理解を深めた。	継続	こども家庭支援課	215	
			妊産婦や子どもの健診において継続した支援が必要な場合は、保健師の訪問等を通じ、各種相談やサービス、医療等につなげた。	継続	健康推進課・各支所	216	

12本柱	項目	計画に記載している取り組み内容	令和7年度の実績	令和8年度具体的な取組み（案）	関係機関・関係課	通し番号	
充実		③赤ちゃん訪問において、産後うつ等の予防等も含めた支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなぐ。	「赤ちゃん訪問」において、産後うつ等の予防等も含めた支援が必要な家庭を把握し、産後ケア事業等の適切な支援につなげた。	継続		こども家庭支援課	217
			支援が必要な方には、妊娠中から関係機関と連携し、産後の支援体制の構築に努めた。赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニングを行い、支援が必要な場合は医療や産後ケア事業、また保健師による継続的な支援など必要な支援・サービスにつながるよう努めた。	継続		健康推進課・各支所	218
			④妊娠届出時や、両親学級、子育て保育で講座において妊産婦のメンタルヘルスの重要性について周知を図る。	「赤ちゃん訪問」において、産後うつ等の予防等も含めた支援が必要な家庭を把握し、産後ケア事業等の適切な支援につなげた。	継続		こども家庭支援課
<新規> 2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援		①生活困窮者やひとり親等に対する福祉的支援と就労支援を市とハローワークが連携して行う。（再掲）	『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3) ①（再掲）			生活福祉課	220
			『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3) ①（再掲）			子育て給付課	221
			事業終了	事業終了		定住企業立地推進課	222
			生活保護受給者等(12月末現在) ・新規支援対象者数85人(目標180人) ・就職件数64人(目標121人)	生活保護受給者等 ・新規支援対象者数(目標●人) ・就職件数(目標●人) ※目標値は令和8年3月策定予定		ハローワーク松江	223
			『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3) ①（再掲）			松江市くらし相談支援センター	224
②失業に直面した際に生じるこころの悩みへの相談など様々な生活上の問題に関係機関等と連携し対応を行う。（再掲）	『柱6. 社会的な取り組みで自死を防ぐ』3) ②（再掲）		生活福祉課	225			
	就職支援ナビゲーター等の支援による正社員就職件数(12月末現在) ・655人(目標692人)	継続		ハローワーク松江	226		
<新規> 3) 困難な問題を抱える女性への支援		①男女共同参画センターで、女性が抱える問題に関する相談、法律相談、カウンセリングを行う。（再掲）	ハラスメント防止や女性に対する暴力根絶に関する正しい知識の普及及び意識啓発に取り組んだ。 【取組内容】 ・出前講座の実施 R7年度は中高生および教員を対象に「デートDV」予防のための講座を5回実施。 ・11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中におけるオリジナルトレットペーパーとパープルリボンツリーの設置、パネル展示やライトアップ等による意識啓発 ・男女共同参画センター情報誌「プリエール」への啓発記事掲載	ハラスメント防止や女性に対する暴力根絶に関する正しい知識の普及及び意識啓発を行う。 【取組内容】 ・出前講座の実施 ・11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中におけるパネル展示やライトアップ等による意識啓発 ・男女共同参画センター情報誌「プリエール」への啓発記事掲載	人権男女共同参画課	227	
			②庁内外からの相談や困難事例への支援を行い、困難な問題を抱える女性の早期発見、早期対応に努める。	困難な問題を抱える女性の早期発見、早期対応に努めるため、庁内外からの相談や困難事例に対して、関係機関と連携しながら対応を行うことができた。	継続		家庭相談課
			法改正は学校へ周知実施。目新しい取り組みはないが、きめ細かい対応、いじめ・不登校等への丁寧な対応、学校や関係機関と連携し対応を進めた。今年度新たに、1人1台端末からのホームページ上の「こどもたちの悩みの相談窓口の一覧」につながるようにした。小学校3年生以上にアンケートQUを実施し、心の状態や学校生活への思いを知るツールの1つとして利用。このツールをうまく使ってもらえるような研修を実施。		青少年支援室	229	